

船橋市公共施設における基本的な感染対策の考え方 (令和5年5月8日適用)

※以下は、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も含めた基本的な感染対策として考え方を示すものである。ただし、利用者や施設の特性等により、一部変更する場合もある。

基本的な対策	
個人の 予防策 (利用者)	マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる
	手洗い等による手指衛生を促す
	(症状がある場合) 発熱など、体調がおもわしくない場合は、利用を控えていただく
施設管理	出入口にアルコール消毒液を当面の間は設置する
	窓口のパーティション等の設置については当面の間は継続とする
	アルコール等による拭き取り消毒等の特別な対応は不要とする
	可能な範囲で「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（できれば2方向）」を行う
	掲示物は厚生労働省作成のポスター「マスク着用は個人の判断が基本となります」のみ掲示する

- 感染拡大が見込まれ、対応の変更の必要がある場合には、改めて方針等を示すものとする。
- 国からの情報提供により、随時見直しを行っていく。
- 新型コロナウイルス感染症については、引き続き保健所から適切な注意喚起を行っていく。